平成 16 年 10 月 26 日

### 汚染源掘削調査に係る掘削手順について

- 1.掘削エリアの識別記号(別添図1参照)
- 1)掘削エリア(南北 12m×東西 24m)を 4 mメッシュで南北方向 3 列×東西方向 6 列 に分ける。
- 2) 各4 mメッシュを北から南に a、b、c、西から東に A、B、C、D、E、F とし、深さ 方向は表層から 50cm ごとに 4m まで 1、2、・・・8 として識別符号を付するものとす る: 例 bF 3
- 3 )トレンチ掘削部は、T とし、深さ方向に表層から 50cm ごとに 3.5m まで T1、T2、・・・ T7 とする。

#### 2.掘削作業

- 1)表層より深さ 0.5m ずつ GL 4m まで 8層に分けて掘削する。
- 2)本掘削に先行し、最も汚染源が存在する可能性が高い南北2m×東西2m×深さ3.5m について深さ0.5mずつトレンチ掘削を行う。
- 3)GL-1.0m、-2.0m、-3.0m、-4.0mにおいてレーダー探査(400MHz)及び金属 探査を行う(表層GLの探査は実施済み)。
- 4)新たな掘削面に対してガス検知を実施する。
- 5)掘削した土壌は、大型物を篩い分けし、目視にて土壌以外のもの(プラスチック 片、金属くずなど)の混入がある場合にはそれを選別した上で、フレコンバックに 詰める。発見物は発見場所ごとに対応する識別記号を付して保管する。
- 6)フレコンバック詰めは、トレンチ掘削部分については深さ 0.5m ごとの各層を一単位 (T1 から T7 までぞれぞれが 1 単位)としてフレコンバックに詰める。本掘削部分については深さ 0.5m ごとに各層を東西に二分してそれぞれ 1 単位 (aA から cC までの 9 ブロックが 1 単位、aD から cF までの 9 ブロックが 1 単位)としてフレコンバックに詰める。フレコンバックには識別記号を付け、その中に詰めている土壌が発生した場所を管理する (別添図 1 参照)。

### 3.土壌サンプリングおよび分析

1)土壌サンプリング(別添図2参照)

本掘削部分(12m×24m)については、1.で区分けした 4m メッシュごと、深さ50cm ごとに土壌をサンプリングする。サンプリングは、4m メッシュ内の4点から採取し(風乾はなしで、1点あたり500がラム程度)、4点分を100グラムずつ混合して1検体を得るものとする(その結果、同一深さ18検体×8層で合計144検体が採取される。)。得られた検体には、採取場所の識別記号を付ける。また、余った4点混合前の4点の土壌は、個別に保管することとし、この場合の識別番号の付け方は、北西方向を1とし時計回りに4まで枝番号を付ける:例 bF3-3

トレンチ掘削部分の中心 (2m×2m)については、1m メッシュに区切って均質に

土壌をサンプリングして 1 検体(1キログラム程度)を得るものとする(4 検体×7層 = 合計 28 検体)。この場合の標識記号の付け方は、北西方向を 1 とし時計回りに 4 まで枝番号をつける(例: T3-4)。トレンチ掘削時に発生する  $2m \times 2m$  の範囲の外のサンプルは保管し、1)の本掘削のサンプルに混合する。

サンプリング深さは、掘削面表層より 10cm 程度までの深さの土壌を採取する。ただし GL 面については、表層より 10~20cm 程度までの深さの土壌を採取する。サンプリングした土壌はビニールの袋に密封して冷暗所に保管する。

# 2)土壤分析

### 総ヒ素分析

上記1)の全検体(144+28=合計172検体)について、総ヒ素の含有量及び溶出量を分析する。

#### 毒ガス関連物質の分析

本掘削部分の検体を同一深さごとに東西に二分して9検体ずつ混合した 16 検体(2 検体×8 層)及びトレンチ掘削部分の28 検体の合計44 検体(1 検体あたり300 ク ラム)について、毒ガス関連物質の含有量試験(マスタード、ルイサイト、あか剤等及びその分解生成物)及び溶出試験(あか剤及びその分解生成物のみ)を行う。

## 4.掘削面スケッチ、写真撮影等

- 1)トレンチ掘削時、本掘削時において、深さ50cmの掘削ごとに掘削面の写真撮影及びスケッチを行う。写真撮影に際しては必ずスケールを挿入する。
- 2) それ以外に、特異的な地層面や異物が発見された場合には、写真撮影及びスケッチを行う。写真撮影に際しては必ずスケールを挿入する。発見された異物については、色、形状、埋設状態、付着物の有無等の特徴を詳細に記載する。
- 3)トレンチ掘削終了時には、トレンチ掘削面のスケッチ、写真撮影を行う。

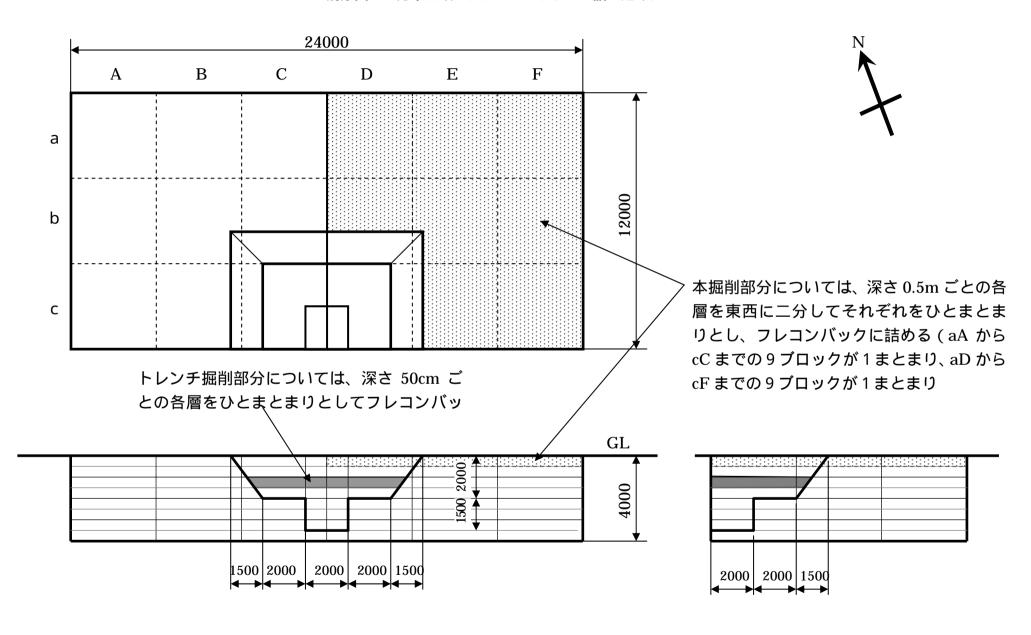
# 5. その他

掘削エリアのすぐ北に設置した3カ所のモニタリング井戸からは、矢板打ち前に1回、矢板打ち以降、掘削調査開始までは1週間ごとに1回、掘削調査開始後は毎日(掘削作業の無い日を除く)、GL-8mから採水して総ヒ素の分析を行うとともに水位の連続測定を行う。

また、掘削調査開始後、3カ所のモニタリング井戸で1週間に1回、GL-8m から採水してジフェニルアルシン酸の分析を行う。

これまでに設置したボーリング孔でのジフェニルアルシン酸の分析を8月(実施済み)掘削直前(10月)掘削後(2月)に行う。

別添図1 汚染土壌のフレコンバックへの詰め込みについて



別添図2 土壌サンプルの採取方法

